

1 管内水産業の概況

(1) 漁業生産の概況

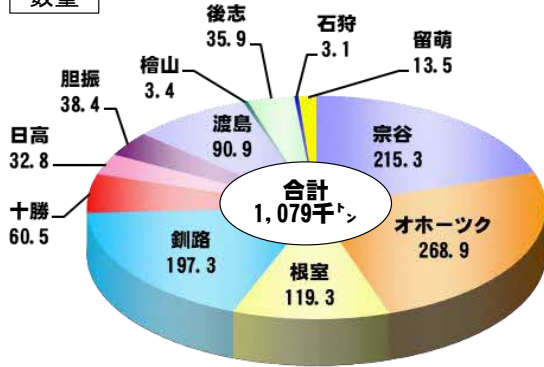
管内の水産業は、サンマ、スケトウダラ、ホタテガイ等を主体とする漁船漁業、秋サケを主体とする定置網漁業及びコンブ、ウニ、アサリ等を主体とする採介藻漁業からなっており、道内漁業生産の1割程度を占めている。

令和元年の管内生産(属地)は、数量が約11.9万トンで全道の約11%を占めており、振興局別では4位となっている。生産額は約401億円余りとなっており、全道の約13%を占め、振興局別では3位となっている。管内の主要魚種である、さけ、さんま、ほたて、たらは全体の60%を占めており、数量及び金額でほたてが1位となっている。近年はイワシの漁獲量が増えており、数量は全体の10%ほど占めているものの、金額は全体の1%となっている。

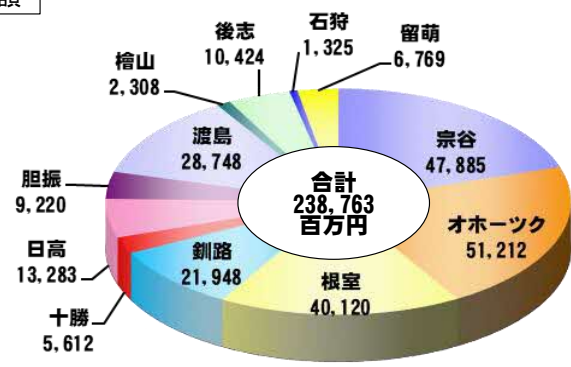
過去10年間の推移を見ると、数量は平成25年まで20万トン前後で推移していたが、平成25年に20万トンを超えてから減少が続いていたが、令和元年は11.9万トンとなり、前年と比べ約12%の減少となった。近年の金額は魚価高により500億円前後で推移していたが、平成29年から減少傾向になり令和元年は約401億円となった。

振興局別漁業生産高

数量

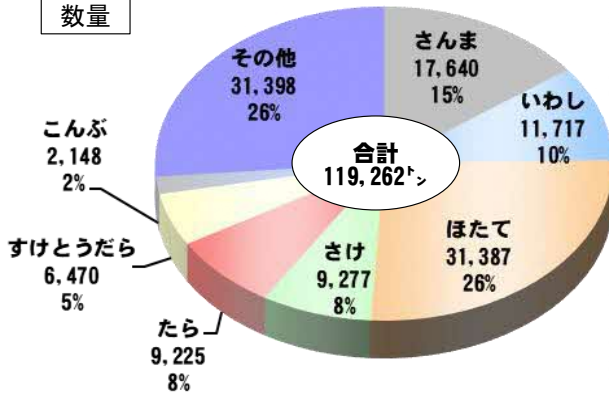


金額

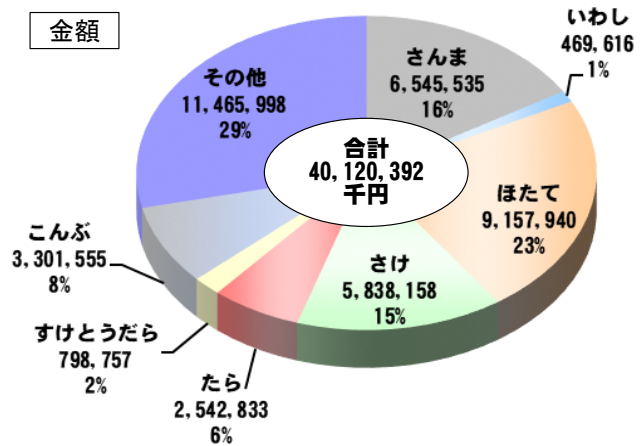


管内主要魚種別生産高

数量

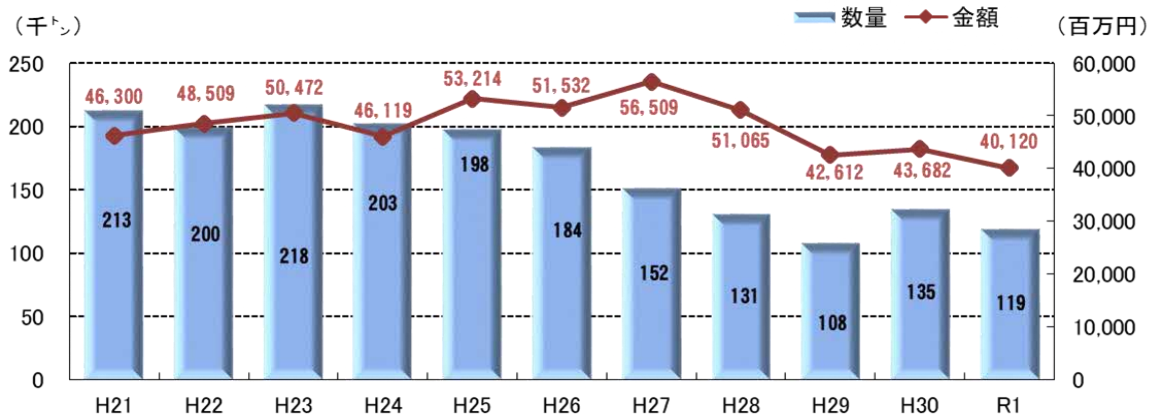


金額



管内における近年の漁業生産高推移

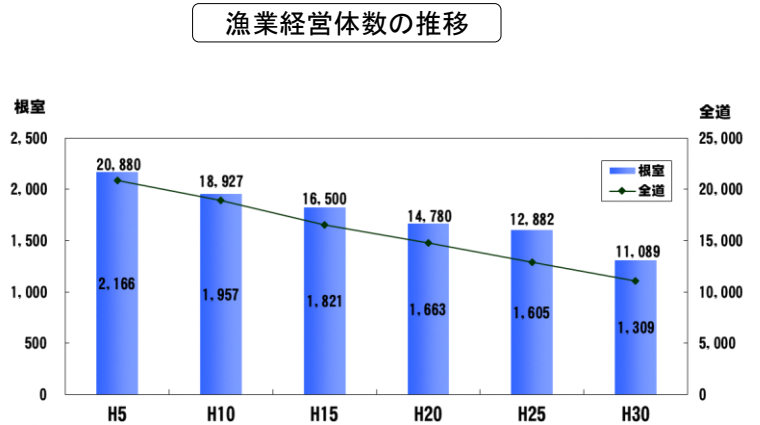
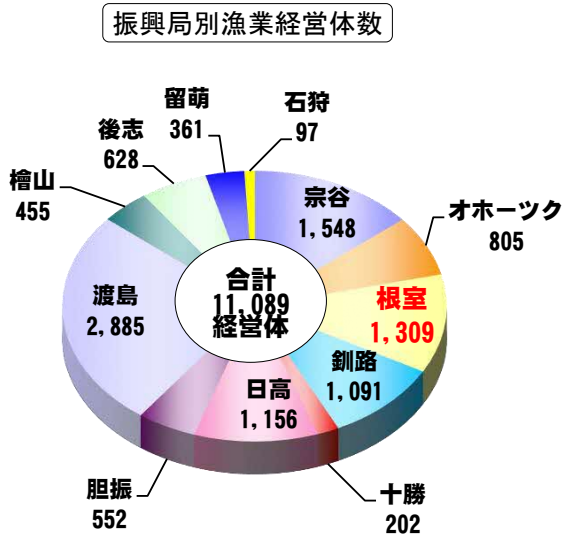
(千トン)



(資料: 北海道水産現勢(R1年))

(2) 漁業経営体の概況

管内の漁業経営体数は1,309経営体であり、全道の12%を占める。振興局別では3位となっている。年々経営体数は減少しており、5年前と比較し18%減少している。



(資料: 2018年漁業センサス)

振興局別漁業種類別経営体数

4 漁業別経営体数

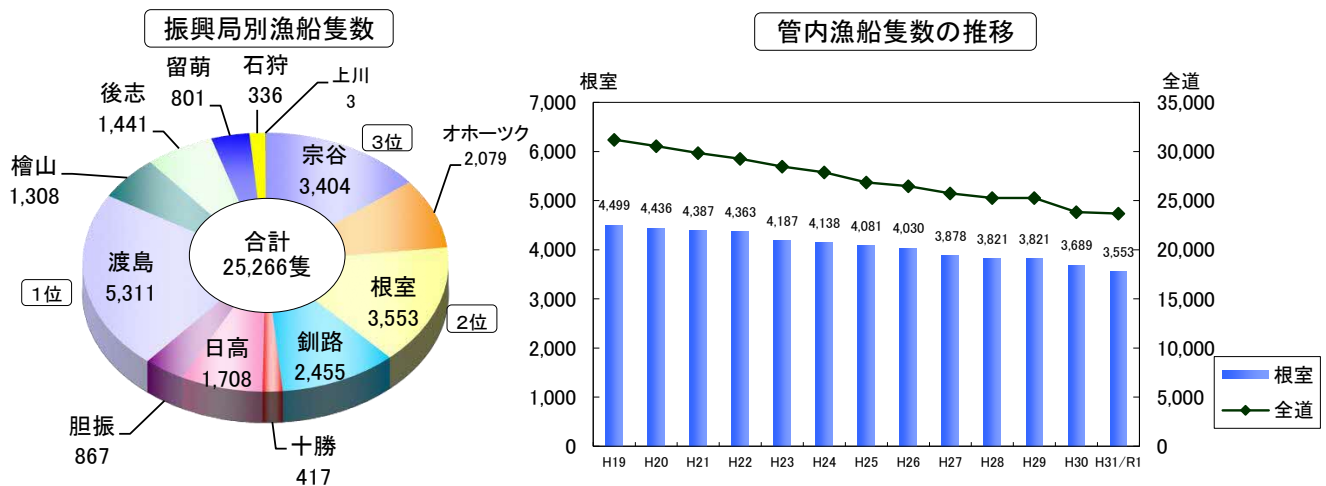
(単位: 経営体)

振興局等	漁業別	網 漁 業													潜水器漁業	採貝採藻	海面養殖	その他の漁業	総数
		底びき網	船びき網	まき網	刺網		敷網	大型定置網	小型定置網	その他の網	はえ縄		いか釣り	その他の釣り					
					さけ・ます流し網	その他刺網					さんま棒受網他	まぐろ							
石狩	18	0	0	0	48	0	18	0	0	0	1	0	0	0	1	6	5	97	
渡島	99	0	0	0	166	1	77	78	22	16	50	134	101	5	461	1,243	432	2,885	
檜山	1	0	0	0	7	0	31	23	6	0	9	63	24	21	16	4	250	455	
後志	53	0	0	0	108	0	39	23	22	0	12	28	7	4	64	16	252	628	
留萌	72	0	0	0	28	0	12	2	1	0	13	0	4	1	10	62	156	361	
宗谷	185	0	3	0	95	1	43	79	9	0	4	0	4	4	234	83	804	1,548	
オホーツク	25	0	0	0	22	0	71	105	12	0	5	0	4	9	61	395	96	805	
胆振	172	0	0	2	148	1	29	2	1	0	0	1	0	8	6	138	44	552	
日高	33	1	0	1	90	3	51	2	5	0	43	1	2	4	851	0	69	1,156	
十勝	60	0	0	3	2	5	13	0	1	0	4	3	0	0	78	0	33	202	
釧路	34	1	0	2	45	19	33	2	10	0	30	0	0	9	731	130	45	1,091	
根室	99	0	0	2	159	31	144	109	28	0	12	7	3	37	482	61	135	1,309	
合計	851	2	3	10	918	61	561	425	117	16	183	237	149	102	2,995	2,138	2,321	11,089	

(2018年漁業センサス)

(3) 漁船勢力の概況

管内の漁船隻数は3,553隻であり、全道の約15%を占める。振興局別では2位となっている。過去10年間の推移を見ると、年々減少しており、10年前と比較し約19%減少している。



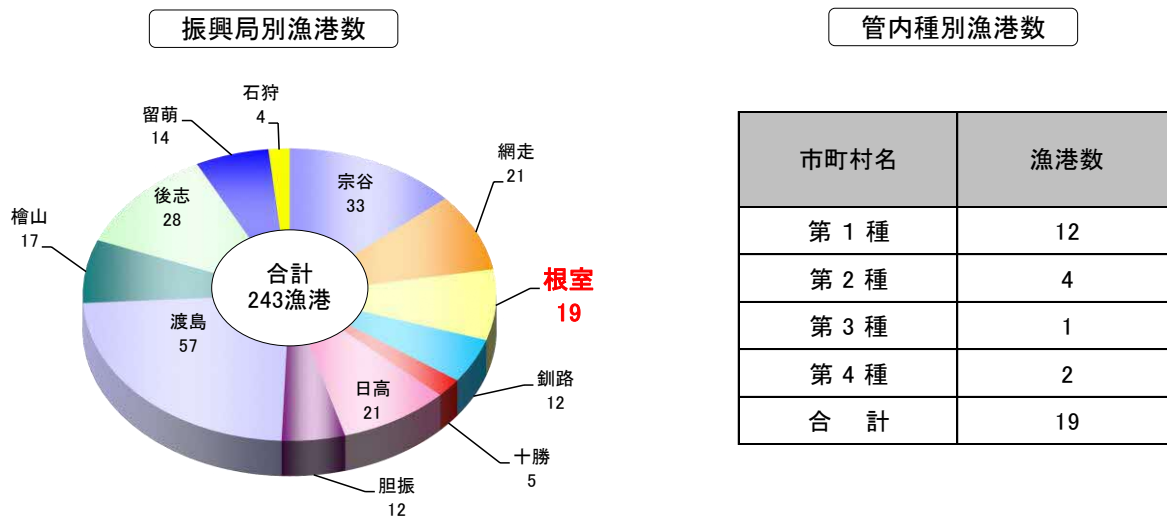
(資料:北海道漁船統計表(令和元年12月現在))

(4) 漁港数

管内の漁港数は19漁港あり、全道の7%を占めている。

平成26年10月に第1種昆布盛漁港が第3種落石漁港へと統合され、第3種落石漁港(落石地区、浜松地区、昆布盛地区)に再編された。

これら漁港のほか花咲港(花咲港区、根室港区)の2港湾を有している。



○漁港の種類

漁港の種類は、漁船の利用範囲によって漁港漁場整備法第5条及び第19条の3に基づき、下表のように分類されています。

種別	区分範囲
第1種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種	その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの
第3種	その利用範囲が全国的なもの
第4種	離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの